

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面 積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の名称	経営体 の区分 (注2)	添付 書類 省略の 区分 (注3)	契約の状況			地域 計画 区域	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替			
1	八頭町	福本	橋向	562	田	田	水稻	1,033	1,033	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ月	1,994	2,060	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ月	1,994	2,060	(有)田中農場	①	B,C	○				①	
2	八頭町	船岡	藪田	1784-1	田	田	水稻	1,015	1,015	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	5,075	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	5,075	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
3	八頭町	船岡	下濃下夕	172-4	田	田	水稻	558	558	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	2,790	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	2,790	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
4	八頭町	船岡	下濃下夕	1802-1	田	田	水稻	968	968	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	4,840	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	4,840	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
5	八頭町	船岡	中吉丁	1805-1	田	田	水稻	3,658	3,658	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	18,290	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	18,290	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
6	八頭町	下濃	高下崎上通	263	田	田	水稻	1,929	1,929	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	9,645	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	9,645	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
7	八頭町	下濃	高下崎上通	264	田	田	水稻	1,989	1,989	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	9,945	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	9,945	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
8	八頭町	下濃	経塚	332-1	田	田	水稻	126	126	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	630	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	630	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
9	八頭町	隼郡家	堀ノ山	583	田	田	水稻	1,523	1,523	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	7,615	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	7,615	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
10	八頭町	隼郡家	屋敷田	607	田	田	水稻	682	682	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	3,410	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	3,410	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
11	八頭町	隼郡家	屋敷田	608	田	田	水稻	503	503	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	2,515	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	2,515	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
12	八頭町	隼郡家	屋敷田	609	田	田	水稻	2,480	2,480	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	12,400	R5.7.1	R6.12.31	1年6ヶ月	5,000	12,400	(農)八頭船岡農場	①	B,C	○				①	
13	八頭町	安井宿	長通	1387	田	田	水稻	861	861	R5.7.1	R10.3.31	4年9ヶ月	5,000	4,305	R5.7.1	R10.3.31	4年9ヶ月	5,000	4,305	樋引 志郎	①		○				①	
14	八頭町	市場	屋敷田	818	田	田	水稻	1,898	1,898	R5.7.1	R10.3.31	4年9ヶ月	4,899	9,298	R5.7.1	R10.3.31	4年9ヶ月	4,899	9,298	安部 裕史	①		○				①	
15	八頭町	市場	杉縄手	865-1	田	田	水稻	1,279	1,279	R5.7.1	R10.3.31	4年9ヶ月	2,814	3,599	R5.7.1	R10.3.31	4年9ヶ月	2,814	3,599	安部 裕史	①		○				①	
16	八頭町	富枝	上小井手	698-1	田	田	水稻	553	553	R5.7.1	R10.4.30	4年10ヶ月	3,000	1,659	R5.7.1	R10.4.30	4年10ヶ月	3,000	1,659	大村 祥一郎	①	A		○			①	
17	八頭町	志谷	六郎免	979	田	田	水稻	901	901	R5.7.1	R10.4.30	4年10ヶ月	3,000	2,703	R5.7.1	R10.4.30	4年10ヶ月	3,000	2,703	大村 祥一郎	①	A		○			①	
18	八頭町	大門	伊ノ坪	435-1	畑	畑	柿	2,088	1,400	R5.7.1	R9.3.31	3年9ヶ月	2,000	2,800	R5.7.1	R9.3.31	3年9ヶ月	2,000	2,800	梅田 富士夫	⑥		○				①	
19	八頭町	小別府	中ジト	882	田	田	水稻	2,392	2,392	R3.4.1	R8.3.31	5年0ヶ月	5,000	11,960	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ月	5,000	11,960	坂尾 文正	⑥		○				③	
20	八頭町	小別府	中ジト	883	田	田	水稻	1,590	1,590	R3.4.1	R8.3.31	5年0ヶ月	5,000	7,950	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ月	5,000	7,950	坂尾 文正	⑥		○				③	
21	八頭町	新興寺	岸ノ下	782	田	田	水稻	2,836	2,836	R1.5.1	R11.4.30	10年0ヶ月	0	0	R5.7.1	R11.4.30	5年10ヶ月	0	0	坂尾 文正	⑥		○				③	
22	八頭町	新興寺	岸ノ下	783	田	田	水稻	2,801	2,801	R1.5.1	R6.4.30	5年0ヶ月	0	0	R5.7.1	R6.4.30	0年10ヶ月	0	0	坂尾 文正	⑥		○				③	
23	八頭町	安井宿	三段田	1376	田	田	水稻	3,557	3,557	H29.4.1	R9.3.31	10年0ヶ月	5,000	17,785	R5.7.1	R9.3.31	3年9ヶ月	5,000	17,785	坂尾 文正	⑥		○				③	
24	八頭町	安井宿	岸田	1461	田	田	水稻	1,341	1,341	H29.4.1	R9.3.31	10年0ヶ月	5,000	6,705	R5.7.1	R9.3.31	3年9ヶ月	5,000	6,705	坂尾 文正	⑥		○				③	
25	八頭町	安井宿	長通	1394	田	田	水稻	2,659	2,659	H29.4.1	R9.3.31	10年0ヶ月	7,000	18,613	R5.7.1	R9.3.31	3年9ヶ月	7,000	18,613	坂尾 文正	⑥		○				③	
26	八頭町	安井宿	岸田	1456	田	田	水稻	1,231	1,231	R4.4.1	R7.3.31	3年0ヶ月	3,000	3,693	R5.7.1	R7.3.31	1年9ヶ月	3,000	3,693	坂尾 文正	⑥		○				③	
27	八頭町	安井宿	高藤	1579	田	田	水稻	1,141	1,141	R4.4.1	R7.3.31	3年0ヶ月	3,000	3,423	R5.7.1	R7.3.31	1年9ヶ月	3,000	3,423	坂尾 文正	⑥		○				③	
28	八頭町	安井宿	前田	1468	田	田	水稻	3,329	3,329	H29.4.1	R9.3.31	10年0ヶ月	7,000	23,303	R5.7.1	R9.3.31	3年9ヶ月	7,000	23,303	坂尾 文正	⑥		○				③	

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面 積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の名称	経営体 の区分 (注2)	添付 書類 省略の 区分 (注3)	契約の状況			地域 計画 区域	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数				賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規				更新	付替
29	八頭町	安井宿	榎田	1494	田	田	水稲	1,835	1,835	H29.4.1	R9.3.31	10年 0ヶ月	7,000	12,845	R5.7.1	R9.3.31	3年9ヶ 月	7,000	12,845	坂尾 文正	⑥		○				③	
30	八頭町	安井宿	前田	1472-1	田	田	水稲	3,000	3,000	H31.4.1	R11.3.31	10年 0ヶ月	4,833	14,499	R5.7.1	R11.3.31	5年9ヶ 月	4,833	14,499	坂尾 文正	⑥		○				③	
31	八頭町	安井宿	前田	1472-2	田	田	水稲	756	756	H31.4.1	R11.3.31	10年 0ヶ月	4,100	3,100	R5.7.1	R11.3.31	5年9ヶ 月	4,100	3,100	坂尾 文正	⑥		○				③	
32	八頭町	安井宿	前田	1477	田	田	水稲	2,030	2,030	R1.5.1	R11.4.30	10年 0ヶ月	0	0	R5.7.1	R11.4.30	5年 10ヶ月	0	0	坂尾 文正	⑥		○				③	
33	八頭町	安井宿	井口	1520	田	田	水稲	1,853	1,853	R2.4.1	R7.3.31	5年0ヶ 月	4,000	7,412	R5.7.1	R7.3.31	1年9ヶ 月	4,000	7,412	坂尾 文正	⑥		○				③	
34	八頭町	安井宿	隈田	1529	田	田	水稲	759	759	R2.4.1	R7.3.31	5年0ヶ 月	4,000	3,036	R5.7.1	R7.3.31	1年9ヶ 月	4,000	3,036	坂尾 文正	⑥		○				③	
35	八頭町	安井宿	横田前	1403	田	田	水稲	3,432	3,432	R2.4.1	R7.3.31	5年0ヶ 月	4,000	13,728	R5.7.1	R7.3.31	1年9ヶ 月	4,000	13,728	坂尾 文正	⑥		○				③	
36	八頭町	安井宿	上高藤	1598	田	田	水稲	1,335	1,335	H31.4.1	R11.3.31	10年 0ヶ月	0	0	R5.7.1	R11.3.31	5年9ヶ 月	0	0	坂尾 文正	⑥		○				③	
37	八頭町	安井宿	井口	1521	田	田	水稲	2,000	2,000	R5.4.1	R8.3.31	3年0ヶ 月	5,000	10,000	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ 月	5,000	10,000	坂尾 文正	⑥		○				③	
38	八頭町	安井宿	井口	1522	田	田	水稲	1,262	1,262	R5.4.1	R8.3.31	3年0ヶ 月	4,595	5,799	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ 月	4,595	5,799	坂尾 文正	⑥		○				③	
39	八頭町	安井宿	高藤	1584	田	田	水稲	281	281	R5.4.1	R8.3.31	3年0ヶ 月	3,202	900	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ 月	3,202	900	坂尾 文正	⑥		○				③	
40	八頭町	安井宿	高藤	1585	田	田	水稲	2,000	2,000	R5.4.1	R8.3.31	3年0ヶ 月	5,000	10,000	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ 月	5,000	10,000	坂尾 文正	⑥		○				③	
41	八頭町	安井宿	高藤	1575	田	田	水稲	2,640	2,640	R2.4.1	R7.3.31	5年0ヶ 月	5,000	13,200	R5.7.1	R7.3.31	1年9ヶ 月	5,000	13,200	坂尾 文正	⑥		○				③	
42	八頭町	安井宿	高藤	1583	田	田	水稲	965	965	R5.4.1	R8.3.31	3年0ヶ 月	0	0	R5.7.1	R8.3.31	2年9ヶ 月	0	0	坂尾 文正	⑥		○				③	
43	八頭町	日田	汁田	348	田	田	水稲	2,246	2,246	R5.7.1	R11.6.30	6年0ヶ 月	0	0					中間管理 (再生活用事業)			○				②	促進計画(地権 者⇄機構のみ)	
44	八頭町	東	下上ワ代	722	田	田	水稲	1,177	1,177	R4.11.1	R10.10.31	6年0ヶ 月	0	0	R5.7.1	R10.10.31	5年4ヶ 月	0	0	(農)東ライスセンター	③	B,C	○				③	
計									73,804㎡										8名									

○注記ごとに該当する記号を記載

- 注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。
注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他
注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。
注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。